

自動車臨時運行許可申請の 電子申請を始めます (本庁市民課のみ)

令和5年3月1日 から、自動車臨時運行許可申請の電子申請を開始します。

このサービスは、自動車臨時運行許可申請を **運行開始日の最長3日前** から **当日まで** インターネットから申請し、**運行開始日の当日** あるいは **前日（前日の開庁日）** に、許可証と許可番号標（仮ナンバープレート）を **市役所本庁 市民課** の窓口で受け取ることができます。

詳しくは、別紙「申請の流れ」をご確認ください。

※従来通りの申請書による申請も可能です。

(手順)

- (1) パソコン・スマホ等で下記の URL・QR コードから入力フォームにアクセスしてください。

【 URL 】

<https://logoform.jp/form/UQ6D/51945>

QR コード



- (2) 入力フォーム内の手順に従い必要事項を入力し、データを送信ください。
受付に必要な **10桁の「受付番号」** が表示されます。
- (3) 市役所市民課の受付窓口で職員に **10桁の「受付番号」** をお伝えください。

※月曜日や休日明けの開庁日は、お時間に余裕を持ってお越しいただくようお願いいたします。



問い合わせ先：三原市役所生活環境部市民課
TEL : 0848-67-6047